

令和3年度

サーバ室設備検討業務

特記仕様書

令和3年10月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

## 1. 業務概要

本業務は、サーバ室設置にかかる設備の検討を行うものである。

## 2. 履行場所

神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

## 3. 履行期間

契約締結日より令和4年3月18日までとする。なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始休暇は休日として設定している。

## 4. 業務内容

業務名称	規格・形状寸法	単位	数量	参考数量
サーバ室設備検討業務				
計画準備				
計画準備		式	1	
現況把握				
現況把握		日	1	
課題の抽出・整理		項目	1	
検討				
サーバ室設備検討		項目	7	
基礎資料作成				
特記仕様書(案)の作成		式	1	
図面の作成		式	1	
数量計算書の作成		式	1	
概算費用の作成		式	1	
報告書作成				
業務完成図書		式	1	
協議・報告				
事前協議		回	1	
中間報告		回	1	
最終報告		回	1	

## 5. 業務仕様

### 5-1 総則

(1) 本特記仕様書に定めのない事項については、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年改定）の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

- (2) 特記仕様書に記載のない事項については、以下によるものとする。
- ① 電気設備に関する技術基準を定める省令（令和3年4月一部改正）
  - ② 高圧受電設備規程（最新版）
  - ③ 電気用品取締法
  - ④ J I S：日本産業規格
  - ⑤ J E C：日本電気規格調査会標準規格
  - ⑥ J E M：日本電機工業会規格
  - ⑦ J C S：日本電線工業会規格
  - ⑧ 内線規程（最新版）及び配電規程（最新版）
  - ⑨ 消防法
  - ⑩ その他関係する法規、条例及び基準等

## 5-2 計画準備

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員と協議のうえ業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

## 5-3 現況把握

- (1) 現況把握  
サーバ室設置にあたり、設置場所、電気設備及び回線設置状況等の現況を把握するものとする。
- (2) 課題の抽出・整理  
現況把握の結果に基づいて、課題の抽出・整理を行うものとする。

## 5-4 情報処理装置検討

- (1) 情報処理装置用設備の検討  
以下の項目を考慮し検討を行うものとする。なお、サーバ室は、研究所本館3階の既設部屋（隣合わせの2部屋）を利用し、規模は約35㎡を想定している。
- ①セキュリティエリアの構築（間仕切り等）
  - ②空調機器、火災報知器等各種センサー
  - ③電源盤、電気設備
  - ④通信機器（SINET回線）引込
  - ⑤所内ネットワーク回線
  - ⑥電力（非常時利用）新規引込
  - ⑦電力切替機（非常時対応）設置

## 5-5 基礎資料作成

工事発注資料作成の際に必要な以下の基礎資料を作成するものとする。なお、詳細な内容については、調査職員と協議のうえ、作成するものとする。

### (1) 特記仕様書(案)

工事を施工する上で必要な技術的要求及び工事内容を検討し、作成するものとする。なお、特記仕様書(案)のひな形は、調査職員から提供するものとする。

### (2) 図面の作成

工事を施工する上で必要な内容について、図面を作成するものとする。

### (3) 数量計算書

工事を施工するにあたり、材料等の数量計算書を作成するものとする。

### (4) 概算費用の作成

概算費用を算定するにあたり、公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和3年3月改定）等に準じて作成するものとする。なお、根拠として必要な見積書(3社以上)を徴収するものとする。

## 5-6 報告書作成

(1) 受注者は、上記5-3～5-5で得られた結果を報告書にまとめるものとする。

## 5-7 協議・報告

受注者は、業務の着手時に事前協議1回、業務の遂行に応じて中間報告1回、業務の完了時に最終報告

1回を行うものとする。

なお、協議・報告については対面で実施することを基本とするが、実施が難しい場合には実施方法について協議を行うものとする。

## 6. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

## 7. その他

### 7-1 契約内容の変更手続きについて

(1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、全て両者が協議のうえ、決定しなければならない。

(2) 業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とし、履行期間末日までに変更契約を行うものとする。

(3) 書面を提出する場合の書式（提出部数も含む）は、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。

## 7-2 完成図等

本工事における完成図書は、電子納品によるものとする。

- (1) 電子納品とは、提出書類すべての最終成果(以下「完成図書」という)を電子データで作成し、納品するものである。
- (2) 「完成図書」は、作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出するものとする。なお、「完成図書」の詳細内容及び電子化については、調査職員と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 特記仕様書及び発注図面の電子データは、発注者が提供する。
- (4) 「紙」による報告書は、製本1部とする。  
報告書製本の体裁は、パイプ式ファイル又は紙ファイルを A4 判とし、図表は A3 版折込を標準とする。
- (5) 提出書類
  - ① 特記仕様書
  - ② 業務計画書
  - ③ 検討資料(一式)
  - ④ 基礎資料(図面含む)
  - ⑤ 写真
  - ⑥ その他必要な書類

7-3 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。

7-4 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。

7-5 本業務の遂行上過程では、調査職員と綿密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

7-6 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり、他に転用してはならない。

7-7 受注者は、本業務遂行中に建物・機械等の当所所有物に損傷を与えた場合は、直ちに調査職員に報告し、受注者の負担で復旧するものとする。

以 上